



●発行/杉並区 ●編集/広報課
〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1
区の代表電話は ☎3312-2111
FAX 3312-9911(広報課直通)
http://www.city.suginami.tokyo.jp/

広報 すぎなみ

平成12年 10 / 1 NO.1529

特集号
杉並区の新しい
10カ年計画(素案)

〈発行日〉毎月1日・11日・21日

『みどりの都市』杉並の実現を めざして

新しい10カ年計画(基本計画)素案ができました

杉並区21世紀ビジョンが制定されました。区では、それに合わせ、区の将来像である「区民が創る『みどりの都市』杉並」を実現するために平成13年度から始まる新しい行政計画(基本計画、実施計画)の作成を進めています。基本計画は、今後10年間に、行政が取り組むべき課題と施策、事業を明らかにするものです。その計画素案の概要をお知らせします。

区の財政は今後も厳しい状況が続くと想定されます。したがって当面、財政の再建を最優先しなければなりません。区民の皆さんのご意見を反映しながら、基本計画を策定し、あわせて3カ年の実施計画を策定する予定です。素案に対するご意見をお寄せください。

区は、たゆまぬ行財政改革を進め、施策を再構築するとともに区民の皆さんとの「協働」を重視し、計画の実現に取り組んでいきます。

問い合わせは、企画課へ。

第1章 計画の基本的考え方

1 計画の意義

(1)計画の目的

21世紀を目前にして、杉並区の望ましい将来像と目標を描いた新しい基本構想である「杉並区21世紀ビジョン」が制定されました。区は、このビジョンに描かれた将来像と目標を総力をあげて実現していくため、21世紀の初年度である平成13年度からの新しい行政計画を策定します。

(2)計画の性格と期間

行政計画は、「杉並区21世紀ビジョン」を具体化し、時代の変化に的確に対応した行政施策を展開していくための区政運営の基本となる総合的な計画で、「杉並区基本計画」と「杉並区実施計画」で構成します。

1.基本計画は、21世紀ビジョンに描かれた目標を実現するため、向こう10年間(平成13~22年度)に区が長期的に取り組むべき課題と施策の体系、方向、内容を明示した計画とします。計画の前期5カ年(平成13~17年度)は、財政の裏付けを有する実行計画とします。後期5カ年(平成18~22年度)は、目標を定める展望的な計画とし、4年目には社会経済情勢の変化などを踏まえ、改めて財政的に裏付けた実行計画として修正します。

2.実施計画は、基本計画に定めた基本的な施策を具体的に推進するため、3年間(平成13~15年度)の具体的な目標、事業量、実施時期を明らかにする計画とし、毎年度の予算編成の指針となるものです。ローリング方式を採用し、以後2年毎に修正を加え、延長します。

(3)計画の体系

計画は、ビジョンの4つの目標にそって、施策、事業を体系化します。

2 計画の背景、指標

(1)社会動向

区政を取り巻く環境は流動的ですが、計画は、次のような社会動向を踏まえることとします。

低成長経済の成熟社会 地方分権化・地域の重視 地球環境問題 少子・高齢化 高度情報化・高度技術化・産業構造の変化 グローバル化 女性の社会進出・労働力の多様化 価値観・ライフスタイルの多様化 多様な区民活動 教育力の低下 「安全」神話の崩壊

(2)人口

(3)土地利用

(4)財政

(2)から(4)は4面に掲載

第2章 計画の目標

この計画は「杉並区21世紀ビジョン」を実現するためのものですが、ビジョンに描かれた将来像と目標は以下のとおりです。

1 私たちのまちの将来像

杉並区の新しい将来像を「区民が創る『みどりの都市』杉並」とします。

杉並区は、21世紀に、みどりに象徴される自然豊かな住環境と、商業・産業・文化などの都市の持つ活力が調和して、区民の多様な暮らしに対応できる、個性と魅力のある都市として発展していくことをめざします。

2 目標

将来像を実現するために、次の4つの目標を掲げます。

(1)水辺をよみがえらせ みどりのまちをつくろう(くらしと環境の調和)

杉並区は、地域の資源が織りなす個性をいかし、

区民のくらしと環境が調和した、自然豊かな魅力あるまちをめざします。

(2)やさしさを忘れず 共に生きるまちをつくろう(安心と健やか)

杉並区は、子どもから高齢者まですべての人が、安心して健やかに生活できる「健康都市」をめざします。

(3)みどりの産業で元気のでる都市をつくろう(活力とにぎわい)

杉並区は、「みどりの産業」(環境と共生できる産業)を育て、さまざまなひとびとが活躍する活力とにぎわいのある都市をめざします。

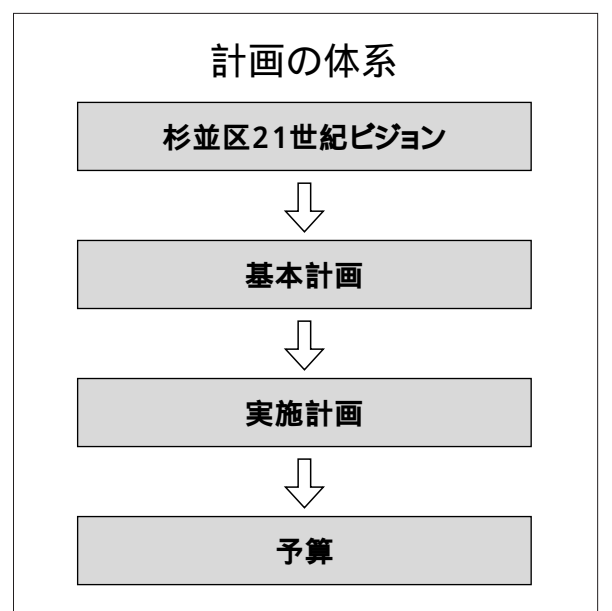
(4)未来を拓く人をつくろう(生涯にわたって学びあう)

杉並区は、ひとびとが生涯にわたり学びあい、交流する、はつらつとしたまちをめざします。

3 実現に向けて

~責任を分かち協働する自治のまちをつくろう

区民、事業者など地域を構成するひとびとと行政が、ビジョンを共有するとともに、それぞれの役割を果たし、共に責任を担いあい、このビジョンの実現をめざします。



第3章 目標別計画の内容 概要

目標別計画は、ビジョンの4つの目標にそって、その実現に向けた課題と施策の方向、体系を示すとともに具体的な計画内容(実施する計画事業、目標量、時期)を明らかにするものです。
ここでは、新規や拡充する事業を中心に主な計画事業をお知らせします。
(なお、事業の実施時期については、限られた財源の中で調整し、計画を作成します。)

1 水辺をよみがえらせ みどりのまちをつくろう

(1)良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくるために

適正な土地利用により、住環境の改善、都市機能の充実を図るとともに、道路、公共交通などの整備を進めます。

- まちづくり基本方針と用途地域の見直し
- 荻窪駅周辺と久我山駅周辺の整備
- 道路の整備(都市計画道路131号線・226号線、ふれあい道路の整備など)
- 公共交通の整備(南北バス交通など)
- 自転車問題の解決(放置自転車問題解決のための行動計画の策定、自転車駐車場の整備など)
- 住宅施策の推進(民間住宅ストックの活用の支援、区営住宅の設置・改築・改善、障害者住宅の確保など)

(2)うるおいのある美しいまちをつくるために

みどりを守り、育て、水辺などの自然をよみがえらせるとともに、うるおいのある美しい環境をつくりだします。

- 水辺空間の再生、湧水の保全
- みどりの保全・創出(みどりの基金、緑化協力員制度の創設、学校ビオトープの設置・校庭の緑地化、接道部緑化助成、貴重木の指定、生き物生息場所の保全・創出など)
- 公園の整備(興銀浜田山グラウンドと日産荻窪工場跡地に防災公園の整備、特色ある公園の整備など)
- 景観まちづくり(景観づくりに関する条例の制定、大田黒公園記念館の改修、架空線の地中化など)

(3)環境に負荷を与えない持続的な成長が可能なまちをつくるために

ごみの発生抑制、資源の再利用・リサイクルなどを区民・事業者・行政が共に考え実践することによって、環境負荷の少ない循環型社会をめざします。

- 環境配慮行動の推進(ISO14001の推進、杉並環境マップによる情報提供、環境配慮行動への表彰制度の創設、マイバッグの普及促進など)
- 分別回収・リサイクルの推進(ごみ出しルールの周知・徹底、ペットボトル等の分別回収の促進)

(仮称)環境・リサイクルセンターの建設

(4)安全で災害に強いまちをつくるために

災害に備え、防災の基盤となる公園などオープンスペースの確保、建築物の不燃化・耐震化などを進めるとともに、地域の防災力を高め、災害に強いまちづくりを進めます。

- 防災都市づくり(密集市街地の木造賃貸住宅建替助成、不燃化の推進)
- 既存建築物等の耐震改修促進指導
- 橋梁の補強・改良
- 公園の整備(再掲)
- 防災対策の推進(デジタル地域防災無線の導入、災害備蓄倉庫の建設・整備など)



2 やさしさを忘れず 共に生きるまちをつくろう

(1)健康を支えるまちづくりのために

区民が生涯を通じて健康で充実した生活を送ることができるよう、地域活動等とも連携しながら望ましい環境を整え、健康なまちづくりを進めます。

- 健康都市杉並の推進基盤の整備(「健康都市指標」の作成、健康都市推進区民会議の開催など)
- 地域からの健康づくりの支援(健康づくり推進員の活動支援など)
- 生涯を通じた健康づくりの支援(生活習慣病予防対策など)

(2)子育てを社会で支え、子どもが健やかに育つために

安心して子どもを産み育てられるように、子育てを地域や社会で支えるための保育サービスの充実や地域での子育て支援策を充実します。

- 保育サービスの充実(乳児保育の充実、グループ保育の実施など)
- 多様な保育ニーズへの対応(年末保育、駅前保育、病後児保育の実施、延長保育の充実など)
- 地域での子育て支援(一時保育の実施、児童館の有効活用、ファミリーサポート事業、地

- 域子育てネットワーク事業、子ども家庭支援センター事業の推進など)
- 中・高校生育成事業(地域児童館の中・高校生運営委員会活動の実施)

(3)共に生きるまちをつくるために

住みなれた地域の中で安心して自立した生活を送ることができるよう、障害者や高齢者のための施策を充実します。

- 〔高齢者のための施策〕
- 参加と交流による生きがいの充実(高齢者人材バンクの創設、生きがいと健康づくり推進事業など)
- 介護予防・生活支援(在宅介護支援センター、いきいきデイサービスの整備、高齢者等自立度アップ支援事業の充実、ひとりぐらし高齢者等安心システム、配食サービスの推進、グループリビングの支援、ケアハウスの整備など)
- 介護保険の基盤整備(特別養護老人ホーム、老人保健施設、高齢者在宅サービスセンター、痴呆性高齢者グループホームの整備など)
- 〔障害者のための施策〕
- 自立生活の支援(障害者地域自立生活支援センターの整備、重度知的障害者等の生活寮、精神障害者等のグループホームの整備、心身障害者入所更生施設の確保、障害者ホームヘルプサービスの拡充など)
- 社会参加の促進(重度身体障害者通所施設の

- 整備、小規模授産施設・民間通所授産への助成、精神障害者共同作業所への助成など)
- 〔互いに支え合うまちづくり〕
- 福祉のまちづくりの推進(啓発、まちのバリアフリー化推進計画の策定など)
- 男女共同参画の推進(啓発、都市宣言5周年記念事業など)

(4)安心してらせるために

だれもがいつでも安心して医療を受けられる地域医療体制づくりをすすめるとともに、食品や飲料水の安全確保、感染症の予防など、健康に対する危機の発生・拡大の予防に努めます。

- かかりつけ医・歯科医・薬局等の普及推進
- 歯科保健医療センターの設置運営
- 児童や高齢者を対象とする給食提供施設に対する衛生管理体制の指導強化



第 4 章 計画推進のために ～責任を分かち協働する 自治のまちをつくろう

1 区民と行政の協働

区政とまちづくりに区民が主体的に参画しやすい仕組みをつくるとともに、区民や地域団体などが自主的な活動を行いやすい環境を整えます。

- (仮称)自治基本条例の検討・制定
- (仮称)まちづくり条例の検討・制定
- (仮称)地域活動支援条例の検討・制定

2 創造的で開かれた自治体経営

透明度の高い行政運営を行うとともに、行財政改革を進め、創造的で総合的・計画的な行政を進めます。また、地域や行政の情報化を進めます。

- 行政計画(基本計画(10カ年)・実施計画(3カ年))の策定
- 行政評価の充実
- 地域情報化・行政情報化の推進(情報格差の改善、商店街の情報化支援、電子区役所の構築な

- ど)
- 行財政改革計画(3カ年)の策定

3 自治権の拡充と広域的な連携、協力

基礎的自治体として一層の自治権拡充に取り組みとともに、区を超えた取り組みが必要な諸課題の解決のために、近隣自治体などと連携・協力していきます。

- 地方自治・分権の推進
- 独自(自主)財源の検討

1面「2 計画の背景、指標」より続く

(2)人口(推移、将来予測)

総人口は、都市化の進行により急速に増加した昭和50年(1975年)の56万余をピークに減少傾向にありましたが、平成9年(1997年)以後微増し、平成12年1月1日現在513,664人となっています。しかし、今後は緩やかに減少すると予測

されます。

年齢階層別でみると年少人口(15歳未満)は、平成12年には昭和50年と比べ半減し50,636人(9.86%)となっていますが、今後10年間は微増ないし横ばいで推移すると想定されます。一方、高齢者人口(65歳以上)は、平成3年には年少人口と逆転するなど高齢化が急速に進行、今後さらに増加し平成22年には100,021人(19.8%)に、生産年齢人口(15～64歳)も減少を続け、平成22年には355,664人(70.3%)と予測されます。

など、木造アパートが多く立地する地区と、区西部の戸建て住宅の多い地区に分けられますが、木造アパートなどが密集している地区は、防災上大地震時の家屋の倒壊や火災の発生、延焼の危険性が高いといえます。また、JR中央線各駅周辺や幹線道路沿いには商業・業務機能が徐々に集積してきています。さらに、産業構造の変化等を受け、企業グラウンドや工場跡地に土地利用の変化の動きがみられます。

道路については、南北方向の幹線道路整備の遅れがみられ、区南東部では4m未満の道路が多くあります。

みどりの減少傾向は続いており、緑被率は17.59%(23区中8番目)、公園・緑地の一人当たりの面積は23区中低い整備水準にあります。

(4) 財政

1. 財政計画の考え方

財政推計の方法は、国民経済の将来予測に関連づけた巨視的方法(マクロ推計)を基本としつつも近年の社会経済状況や、今後見込まれる財政にかかわる推計値を積み上げる方法(ミクロ推計)を併用します。

区の財政規模は、区民所得と関連する特別区民税の収入が歳入の根幹をなすことから、区民所得や国内総生産と関連づけて推計します。

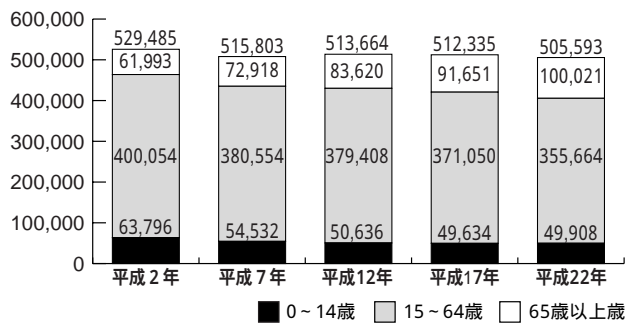
その他の財源として、施設整備事業等の適債事業には特別区債を活用するものの発行総額を抑制することとします。

今後の経済見通しは依然として不透明ですが、経済企画庁等の見通しを参考に、5年間の中期的な実質経済成長率を年平均2.0%と想定し、財政規模を推計することとします。

2. 計画事業費

計画事業費は、計画対象事業として投資的事業だけでなく一部の消費的事業を含めていることから、投資的経費および消費的経費の一部を充てて算出します。また、一般財源に加え、計画事業に係る起債、補助金など特定財源を見込み算出します。

年齢3区分別人口の推移と推計



注1 平成2年、7年は、国勢調査結果による。ただし、年齢不詳者がいるため、内訳数の合計と総人口は一致しない。
 注2 平成12年は、1月1日現在の住民登録人口と外国人登録人口の合計値。
 注3 平成17年と22年は、住民登録人口と外国人登録人口を基に杉並区が推計した数値。

料金受取人払

1 6 6 8 7 0 1

杉並局承認

5522

差出有効期間
平成12年10月
21日まで
(切手不要)

杉並区阿佐谷南1 15 1
杉並区役所

企画部 企画課 行



(なるべくご記入ください)

住所	〒 () 方		
	杉並区		
氏名			
性別	男・女	年代	()歳代